

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-22
許認可等の種類	生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可			
根拠法令条例等・条項	森林組合法第100条の22第1項			
許認可等の概要	生産森林組合の認可地縁団体への組織変更の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(下記法令において言い尽くされているため)</p> <p>森林組合法第100条の24において準用する法第100条の8第2項で準用する法第79条第1号の基準による。</p> <p>森林組合法第79条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。 一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。</p>			
基準の制定根拠	森林組合法第79条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (法令の規定において処理期間が定められているため) 2月			
期間の制定根拠	森林組合法第80条の準用			